

第9章 都市



都市計画道路 松永港本郷線

1 都市行政の課題

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来，経済の安定成長化，急速な高度情報化，地球環境問題の顕在化，国民の価値観の多様化等，わが国の都市を取り巻く状況は，近年大きく変化している。

平成 11 年 4 月の地方分権一括法や，平成 12 年 5 月の都市計画法の大幅な改正，平成 14 年にはまちづくりに関する都市計画の提案制度の創設等により，地方の主体性が強化され，地域の実情に応じた多彩な都市づくりが行えるようになった。

また，平成 18 年には都市の秩序ある整備を図るため，都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地に係る規制の見直し等の都市計画法の改正が行われた。

さらに，国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ，地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から，都道府県から市町への権限移譲を進める都市計画制度の抜本的な見直しが行われている。

一方，市町村合併の進展により基礎自治体が広域化するとともに，広域ブロックの自立を目指す国土形成計画の策定や広域自治体のあり方が議論されるなど，行政の枠組みもより広域化する方向へ変わろうとしている。

こうした中，中国地方の中核県として本県は，高次都市機能の集積強化による中核拠点性の向上を図るため，広域・根幹的な土地利用，都市施設などの都市計画を策定し，円滑かつ効率的な基盤整備を推進する。

また，都市間の機能分担と連携を図り，都市圏内外の交流を一層促進することにより，個性的で魅力ある都市づくりを進める必要がある。

2 都市行政の基本方針

(1) 都市の将来像を実現するための適切な都市計画の策定

都市計画法改正により，県が一市町を超える広域の見地から定める「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（いわゆる都市計画区域マスタープラン）と，市町が地域に密着した見地から定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる市町マスタープラン）が規定された。

都市計画区域マスタープランの策定

法改正により，安定・成熟した都市型社会の到来に対応し，地域の自主性を尊重した制度への再構築が行われ，全ての都市計画区域でマスタープランを策定することとなった。

これを受けて，平成 14 年 3 月に策定した「広島県都市計画制度運用方針」に基づき，広域的な観点から，拠点化と連携を図った都市の将来像とその実現に向けた道筋を示す都市計画区域マスタープランを，平成 16 年 5 月，県内 27 の都市計画区域において策定した。

また，近年の市町村合併後の動向や社会情勢の変化を踏まえ，平成 32 年を目標年次とした新たな都市計画区域マスタープランの策定を行ったところ（策定 26 区域，廃止予定 1 区域を除く）であり，集約型都市構造の実現を目指していく。

市町策定の都市計画マスタープランに対する助言等

市町マスタープランは，市町の建設に関する基本構想（長期総合計画等）と都市計画区域マスタープランに即して定めるものである。

市町村合併による再編後の市町が，住民の理解と参加のもと，主体的なまちづくりを推進するための新市町マスタープランの策定にあたり，適切な助言等を行う。

市町の都市計画マスタープラン策定状況

(H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	策定年度
広島圏	大竹市	H12
	廿日市市	H22
	広島市	H12
	府中町	H12
	海田町	H13
	熊野町	H15
	坂町	H14
	呉市	H11
備後圏	三原市	H22
	尾道市	H10
	尾道市(旧向島町)	H14
	福山市	H20
	府中市	H15
東広島	東広島市	H13
黒瀬	東広島市(旧黒瀬町)	H13
竹原	竹原市	H14
三次圏	三次市	H7
庄原	庄原市	H20
東城		
西城		
安芸津	東広島市(旧安芸津町)	H10
大柿	江田島市(旧大柿町)	H22
江田島	江田島市(旧江田島町)	H22
千代田	北広島町(旧千代田町)	H10
本郷	三原市(旧本郷町)	H22
世羅甲山	世羅町	H22
佐伯	廿日市市(旧佐伯町)	H22
御調	尾道市(旧御調町)	H10
安浦	呉市(旧安浦町)	H14
川尻	呉市(旧川尻町)	H14
音戸	呉市(旧音戸町)	H15
計	19市町	

市町策定の緑の基本計画に対する助言等
都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町が緑の基本計画を策定する。

市町マスタープランと同様、今後、適切な助言等を行う。

緑の基本計画策定状況

(H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	策定年度
広島圏	大竹市	H10
	廿日市市	H22
	広島市	H22
	府中町	H12
	海田町	H11
	坂町	H14
	熊野町	H16
	呉市	H9
備後圏	尾道市	H12
	三原市	H15
	福山市	H22
	府中市	H11
黒瀬	東広島市(旧黒瀬町)	H13
三次圏	三次市	H9
安芸津	東広島市(旧安芸津町)	H12
本郷	三原市(旧本郷町)	H12
竹原	竹原市	H15
安浦	呉市(旧安浦町)	H14
音戸	呉市(旧音戸町)	H15
合計	15市町	

区域区分、地域地区等の都市計画

地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりの推進に向け、適切な区域区分を定めるとともに、地域地区等都市計画制度を活用し、きめ細かでメリハリのある土地利用の規制・誘導を図る。

(2) 都市機能の充実強化

持続可能な都市の構築

都市化社会から都市型社会への移行に伴い、既存都市基盤等のストックの維持・活用などによる持続可能な都市づくりを行う必要がある。

ア 中心市街地の活性化

都市の無秩序な拡散を抑制し、適切な立地誘導を図り、様々な都市機能を市街地に集約するとともに、「選択と集中」による重点的な中心市街地支援を行うことで中心市街地の賑わいを回復させ「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進ため、ハード・ソフト施策の連携や都市計画制度の活用などについて助言等を行い、整備効果の早期発現や効率的な実施を図る。

イ 都市の防災化等

老朽化した木造建築物が密集し、防災上危険な密集市街地等について、都市計画制度の活用などについて助言等を行い、居住環境の改善、防災機能の向上を図る。

ウ 被災宅地危険度判定制度の推進

大規模な地震や豪雨により被災した宅地の二次災害の可能性の判定及び住民の安全の確保を図るため、「被災宅地危険度判定制度」を推進する。

魅力あるまちづくりの推進

ア 社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）

平成 16 年度に創設された「まちづくり交付金」は、市町の自主性・裁量性が最大限発揮でき、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりが可能となる制度である。

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりを実施し、住民生活の質の向上と地域経済の活性化を図るため、都市再生整備計画による事業を促進する。

イ 社会資本整備総合交付金（旧地域自立・活性化総合支援制度）

地域の自立・活性化に向けて、民間と連携した地域の発意による「広域的地域活性化基盤整備計画」に基づき、広域的な地域活性化活動を支える基盤整備（ハード）と地域づくりに対する支援（ソフト）等の一体的な推進を図る総合的な支援制度が平成 19 年度に創設され、今後、生産・物流機能の強化や観光地の活性化等に向け、当該事業の活用を図っていく。

ウ 社会資本整備総合交付金（旧住宅市街地基盤整備事業）

良好な住宅及び宅地を供給するため、公的機関及び民間による住宅宅地事業に関連して整備が必要となる道路・公園・下水道等公共施設の総合的な整備を図る。

エ 農住組合事業

市街化区域内の農地において、「農と住の調和したまちづくり」を推進する。

オ 都市景観

各都市における地域固有の歴史や文化と調和した質の高い都市空間の創出を図るため、啓発活動などを推進する。

また、景観法施行に伴い、各都市・地域における良好な景観の形成に向けた取り組みについて助言等を行う。

(3) 交流及び連携機能の強化

都市活動や生活圏の広域化に伴い、都市間の交流・連携機能の強化を図るため、広島・備後都市圏等の内外に向けた交通機能の強化、適正な都市機能分担、環境問題への対応などを踏まえた施策を展開する。

都市交通施策の推進

都市圏内外の連携・交流を支援するための交通ネットワークを構築するとともに、効率的な交通体系の形成や都市交通の円滑化を図るため、都市交通計画の策定、更新やTDM（交通需要マネジメント）施策を推進する。

ア 都市交通円滑化の推進

都市圏における交通渋滞対策とともに、交通に起因する環境負荷の低減を図るため、公共交通機関等を有効活用したパーク＆ライド、ノーマイカーデーなどの交通円滑化施策に取り組む。

	名 称	関係市町	概 要
都 市 交 通 円 滑 化 推 進 事 業	広島都市圏交通円滑化総合計画	広島市，廿日市市，大竹市など	広島都市圏交通円滑化総合計画に基づき，関係市町及び交通事業者等との連携によるTDM施策の普及啓発や公共交通機関の利用促進施策（交通結節点の機能強化等）を推進する。
	福山都市圏交通円滑化総合計画	福山市，府中市，尾道市など	福山及び呉都市圏の交通渋滞対策として，ハード，ソフト施策を取りまとめた都市圏交通円滑化総合計画が策定され，平成15年11月交通円滑化総合対策実施都市圏に指定された。 今後は，本計画に基づきTDM施策等を推進する。
	呉都市圏交通円滑化総合計画	呉市，熊野町，坂町など	

3 都市計画の概要

(1) 都市計画区域指定状況

一体の都市として、総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域を都市計画区域として定めており、平成23年3月末現在、27都市計画区域（20市町）を指定している。

このうち、区域区分を定めている都市計画区域は、広島圏、備後圏、東広島及び黒瀬の4都市計画区域（9市4町）である。

現在の指定状況は、都市計画区域指定一覧表及び都市計画区域指定図のとおりである。

(2) 都市計画決定状況

都市計画には、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業等を定めることとしている。

これらの都市計画は、都市計画審議会の調査審議を経て都市計画決定を行っている。

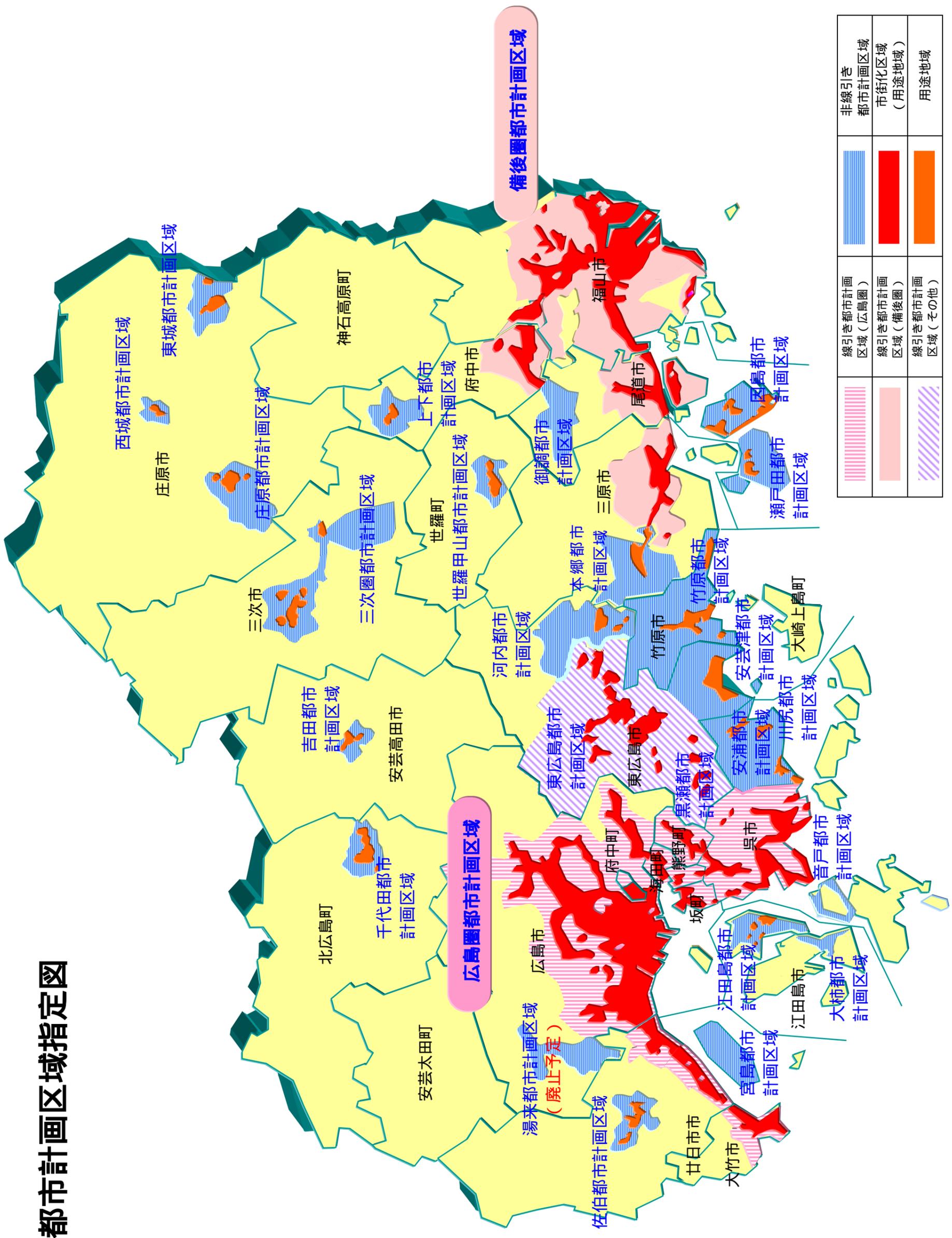
現在の決定状況は、都市計画決定状況一覧表のとおりである。

都市計画区域指定一覧表

(H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内人口 (H17国調)	都市計画区域面積 (ha)	適要	
線引き都市	広島圏	大竹市	S12.11.1	H16.5.31	28,863	2,288	大竹市の一部
		廿日市市	S15.8.22	H16.5.31	100,011	4,753	廿日市市の一部
		広島市	T12.7.1	H16.5.31	1,106,090	39,929	広島市の一部
		府中町	S14.8.16	H16.5.31	50,732	1,045	府中町の全域
		海田町	S17.11.26	H16.5.31	29,137	1,381	海田町の全域
		熊野町	S40.10.18	H16.5.31	25,103	3,362	熊野町の全域
		坂町	S17.11.26	H16.5.31	12,399	1,567	坂町の全域
	呉市	T12.7.1	H16.5.31	199,251	14,622	呉市の一部	
	計	4市4町		1,551,586	68,947		
	備後圏	三原市	S9.3.13	H13.10.11	61,728	8,820	三原市の一部
		尾道市	S2.4.1	H13.10.11	97,604	7,387	尾道市の一部
		福山市	S3.9.10	H13.10.11	436,886	33,534	福山市の一部
		府中市	S9.3.13	H13.10.11	35,373	3,561	府中市の一部
	計	4市		631,591	53,302		
東広島	東広島市	S10.2.27	H1.3.9	133,697	28,845	東広島市の一部	
黒瀬	東広島市	S51.5.7	S51.5.7	25,287	6,384	旧黒瀬町の全域	
計	9市4町		2,342,161	157,478			
非線引き都市	竹原	竹原市	S9.1.17	S61.9.18	30,657	11,830	竹原市の全域
	三次圏	三次市	S9.2.3	H9.10.2	34,729	9,079	三次市の一部
	庄原	庄原市	S13.6.10	S62.8.31	13,396	4,431	庄原市の一部
	因島	尾道市	S13.9.12	S28.5.1	26,677	3,976	旧因島市の全域
	宮島	廿日市市	S10.11.15	S10.11.15	1,944	3,039	旧宮島町の全域
	東城	庄原市	S13.5.10	S13.5.10	4,885	2,768	旧東城町の一部
	安芸津	東広島市	S18.5.13	S18.5.13	11,747	6,508	旧安芸津町の全域
	安浦	呉市	S20.4.18	S54.2.9	12,336	6,353	旧安浦町の全域
	瀬戸田	尾道市	S29.5.19	S57.7.5	9,062	3,276	旧瀬戸田町の全域
	大柿	江田島市	S31.6.6	S42.9.16	8,142	1,303	旧大柿町の一部
	上下	府中市	S31.6.6	S62.8.31	2,429	703	旧上下町の一部
	江田島	江田島市	S32.2.28	H13.11.15	11,693	2,425	旧江田島町の一部
	西城	庄原市	S32.2.28	S32.2.28	1,679	414	旧西城町の一部
	千代田	北広島町	S49.5.10	H8.4.1	6,707	2,839	旧千代田町の一部
	川尻	呉市	S51.1.9	S51.1.9	9,734	1,626	旧川尻町の一部
	吉田	安芸高田市	S55.11.21	S55.11.21	5,803	1,253	旧吉田町の一部
	本郷	三原市	S61.12.15	S61.12.15	10,527	5,653	旧本郷町の一部
	河内	東広島市	S61.12.15	S61.12.15	5,696	5,397	旧河内町の一部
	世羅甲山	世羅町	H2.2.13	H2.2.13	6,007	1,466	世羅町の一部
	佐伯	廿日市市	H2.11.29	H11.9.30	9,795	3,887	旧佐伯町の一部
	湯来	広島市	H3.9.26	H3.9.26	5,472	3,069	旧湯来町の一部 (廃止予定)
音戸	呉市	H5.9.30	H5.9.30	13,895	1,246	旧音戸町の一部	
御調	尾道市	H7.12.25	H7.12.25	6,096	2,278	旧御調町の一部	
計	12市2町		249,108	84,819			
合計	14市6町		2,591,269	242,297			

都市計画区域指定図



	線引き都市計画区域（広島圏）		非線引き都市計画区域
	線引き都市計画区域（備後圏）		市街化区域（用途地域）
	線引き都市計画区域（その他）		用途地域

(3) 区域区分

21世紀を迎えてわが国の都市を取り巻く状況は、少子高齢化に伴う人口の伸びの鈍化、経済の安定成長化等により、かつての都市に人口や産業が集中する「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」へと変化しつつあり、モータリゼーションの進展によって日常生活圏の広域化が一層進行している。このような現象の中、地価が安い郊外への開発圧力は依然として強く、大型店舗の郊外立地や中心市街地の衰退等が新たな問題として浮かび上がっている。

したがって、今後も土地利用の整序と計画的な都市づくりを行うため、当該都市の発展の動向を勘案し、市街地として積極的に整備する市街化区域と当分の間市街化を抑制する市街化調整区域とに区分し、無秩序な市街化を防止することが必要である。

区域区分決定状況

(H23.3.31現在)

都市計画区域名	広島圏	備後圏	東広島	黒瀬
決定年月日 変更年月日	S46.3.12	S48.3.27	S51.1.20	H3.2.28
	S48.12.28	S57.12.26 (第1回定期見直し)	S53.3.7	H5.9.13
	S54.6.19 (第1回定期見直し)	H3.9.30 (第2回定期見直し)	S57.3.30	H12.9.21 (第1回定期見直し)
	S60.1.28	H4.9.10	S60.5.30	H17.1.31 (第2回定期見直し)
	S62.3.2 (第2回定期見直し)	H5.9.9	H元.3.9 (第1回定期見直し)	
	H元.4.6	H6.3.24	H4.2.24	
	H3.9.30	H8.9.9	H4.9.10	
	H4.4.13	H13.10.11 (第3回定期見直し)	H9.9.18 (第2回定期見直し)	
	H7.10.30 (第3回定期見直し)	H17.1.31 (第4回定期見直し)	H11.12.2	
	H10.8.31	H19.6.21	H20.9.25 (第3回定期見直し)	
	H11.3.31	H22.3.25		
	H12.9.21			
	H16.5.31 (第4回定期見直し)			
	H19.3.29			
	H21.3.30			

(4) 用途地域

用途地域とは、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもので、機能的に細分化された土地における建築物の用途を制限することにより土地利用の純化を図り、建築物の形態制限を定めることにより土地の高度利用の促進、都市環境の維持など、適正かつ合理的な土地利用の実現を図るものである。

(H23.3.31 現在) 単位: ha

都市計画区域名	都市名	最終変更年月日	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計
広島圏	広島市	H21.3.30	3,516.0	27.0	795.5	1,376.4	4,647.0	1,071.4	67.4	1,223.0	699.6	1,480.0	749.0	299.5	15,951.8
	呉市	H20.12.15	494.4	22.2	567.0	14.3	1,148.0	25.1	8.5	302.0	141.5	341.8	250.7	270.6	3,588.2
	大竹市	H19.3.29	23.0	19.3	230.7	0.0	267.6	0.0	0.0	50.3	24.1	60.7	34.0	254.3	964.0
	廿日市市	H16.5.31	588.3	22.6	269.9	56.1	651.7	11.3	0.9	127.9	39.4	225.3	88.7	0.0	2,082.1
	府中町	H20.3.17	92.8	0.0	201.3	0.0	129.3	26.5	0.0	35.9	15.1	36.7	26.7	0.0	564.3
	海田町	H16.5.31	44.0	0.0	78.0	0.0	202.0	0.0	0.0	119.0	0.0	76.0	34.0	0.0	553.0
	熊野町	H16.5.31	109.5	0.0	74.6	0.0	271.7	27.5	31.4	10.7	0.0	34.8	0.0	0.0	560.2
	坂町	H16.5.31	3.0	0.0	73.0	0.0	126.3	24.1	2.0	7.0	11.8	106.2	29.7	0.0	383.1
小計			4,871.3	91.1	2,290.0	1,446.8	7,443.6	1,185.9	110.2	1,875.8	931.5	2,361.5	1,218.8	824.4	24,644.6
備後圏	三原市	H22.3.25	59.0	0.3	94.2	0.0	500.1	0.0	26.0	86.5	50.8	150.2	180.0	206.6	1,353.7
	尾道市	H19.6.21	134.1	1.2	347.8	13.8	729.3	23.4	13.0	118.9	62.3	268.9	268.3	27.5	2,008.5
	福山市	H19.6.21	407.6	102.4	668.6	38.0	3,762.3	513.0	152.9	677.3	238.2	1,247.5	586.4	1,315.5	9,709.7
	府中市	H19.2.1	77.9	0.0	78.4	0.0	401.5	0.0	17.5	53.0	27.7	385.1	31.9	96.0	1,169.0
小計			678.6	103.9	1,189.0	51.8	5,393.2	536.4	209.4	935.7	379.0	2,061.8	1,066.6	1,645.6	14,240.9
東広島	東広島市	H21.6.18	270.0	3.0	800.0	56.0	450.0	69.0		191.0	24.0	173.0	179.0	174.0	2,389.0
黒瀬	東広島市 (旧黒瀬町)	H17.1.31	141.0		76.0		21.0	23.0	24.0	14.0		17.0		31.0	347.0
竹原	竹原市	H9.4.1	13.0		62.0	109.0	290.0	41.0	21.0	33.0	17.0	184.0	35.0	97.0	902.0
三次圏	三次市	H121.4.2	39.0		138.0		348.0	35.0	4.0	102.0	40.0	50.0	214.0	17.0	987.0
庄原	庄原市	H15.1.1	67.4		15.1		233.0			30.7	12.0	61.1	44.1		463.4
因島	尾道市 (旧因島市)	H8.12.2					371.0			132.0	12.0	55.0	20.0	60.0	650.0
東城	庄原市 (旧東城町)	H7.6.30	15.4			68.5		76.2		7.9	5.7	25.1	3.0	26.2	228.0
安芸津	東広島市 (旧安芸津町)	H8.3.7		5.9		46.5	120.8			25.5		72.3	52.0		323.0
安浦	呉市 (旧安浦町)	H8.4.1	37.8				146.8	25.2	2.5	29.2	2.0	48.4	23.6		315.5
瀬戸田	尾道市 (旧瀬戸田町)	H9.4.1				15.0	161.0			32.0		54.0	18.0		280.0
上下	府中市 (旧上下町)	H8.9.9					65.3			11.7	1.4	12.0	9.1		99.5
江田島	江田島市	H16.4.30			19.2	60.1	77.8			18.8		19.8			195.7
西城	庄原市 (旧西城町)	H7.10.1			2.6		28.7			19.2		24.0			74.5
千代田	北広島町	H8.4.1					138.0		21.0	29.0	12.0	181.0	108.0		489.0
川尻	呉市 (旧川尻町)	H8.4.1			82.9		77.7			19.7		12.0	30.7		223.0
吉田	安芸高田市	H8.3.1			18.3		90.6		5.6	33.1		12.1		18.5	178.2
本郷	三原市 (本郷町)	H17.2.28	12.9	33.2		51.4	88.6	7.8		27.4	1.4	11.9	54.3	0.0	288.9
河内	東広島市 (旧河内町)	H10.2.19	49.4		22.6		60.7			9.8	2.4	41.6		26.9	213.4
世羅甲山	世羅町	H14.11.26					118.5	15.1	5.3	46.5	14.4	41.6	1.4		242.8
佐伯	廿日市市 (旧佐伯町)	H15.3.31	29.2		23.2	22.5	104.8			13.7	5.9	32.7	29.5		261.5
合計			6,224.7	237.1	4,738.9	1,918.6	15,829.1	2,014.6	403.6	3,637.7	1,460.7	5,541.8	3,105.1	2,920.6	48,032.5

(5) 高度利用地区

高度利用地区は、いわゆるペンシルビルなど、有効な土地利用の観点から見て不健全な小規模建築物の建築を抑制する一方、都市再開発の推進、建築物の敷地等の統合化の促進、一定規模以上の敷地に一定規模以上の容積を持った建築物の建築、さらに市街地環境の向上につながる一定の有効な空地の確保などにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図ることとした地域地区である。

なお、市街地再開発事業や住宅街区整備事業の施行区域は、この地区の指定が必要である。

高度利用地区一覧表

(H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	名称	位置	位置	面積 (ha)	容積率	容積率	建ぺい率	建築物の建築面積の最低限度	摘要	
広島圏	広島市	金座街地区	5 街区	本通・新天地・堀川町の一部	0.3	90/10以下	30/10以上	7/10以下	200㎡以上	S49.12.6 決定	
			6 街区		0.3	90/10以下	30/10以上	7/10以下	200㎡以上	H2.10.16 変更	
			西新天地広場		0.3	60/10以下	30/10以上	8/10以下	200㎡以上	H9.10.20 変更	
	広島市	広島市	広島駅南口 A ブロック地区		1.2	90/10以下	30/10以上	7/10以下	200㎡以上	H5.8.12 決定	
			西荒神地区		0.8	65/10以下	30/10以上	5/10以下	200㎡以上	H2.10.16 決定 H9.10.2 変更	
			五日市駅北口地区		0.8	45/10以下	20/10以上	7/10以下	200㎡以上	H4.11.10 決定	
			緑井駅周辺	第1地区		3.5	50/10以下	20/10以上	7/10以下	200㎡以上	H10.2.19 決定
				第2地区		0.3	40/10以下	15/10以上	8/10以下	200㎡以上	
			大手町四丁目1番地区	第1地区		0.3	95/10以下	30/10以上	5/10以下	200㎡以上	H13.7.3 決定
				第2地区		0.4	100/10以下	30/10以上	5/10以下	200㎡以上	
京橋町地区		0.3	60/10以下	20/10以上	5/10以下	200㎡以上	H23.3.1 決定				
呉市	呉市	呉駅前西地区		1.4	70/10以下	20/10以上	7/10以下	200㎡以上	S62.10.22 決定 H6.5.20 変更		
計					9.9						
備後圏	三原市	三原駅前	城町・港町の一部	2.8	60/10以下	20/10以上	8/10以下	300㎡以上	S49.2.22 決定 S51.10.21 変更		
	福山市	福山駅前	元町の一部	1.0	70/10以下	25/10以上	9/10以下	200㎡以上	S55.3.14 決定		
		東桜町地区		2.1	70/10以下	25/10以上	7/10以下	200㎡以上	H15.3.5 決定		
	尾道市	尾道駅前	東御所町の一部	1.0	60/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上	H8.8.12 決定 H19.4.1 変更		
計					6.9						
合計					16.8						

(6) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内において特別の目的から土地利用の増進・環境の保護等を図るため、地区内の建築物の用途について規制内容を強化又は緩和できる地区である。

また、この地区における建築物の制限又は禁止に関する規定は、地方公共団体の条例で定めることとなっている。

特別用途地区一覧表

(H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	種類	名称	面積 (ha)	条例	摘要
広島圏	熊野町	特別工業地区	熊野筆	331.0	熊野筆特別工業地区建築条例	S62.3.2 決定 H8.3.25 変更 H16.6.8 変更
	呉市	特別工業地区	呉市桑畑	22.0	呉市桑畑・郷原特別工業地区建築条例	H1.4.6 決定 H7.10.30 変更
呉市郷原			31.0			
備後圏	福山市	特別工業地区	福山市大門	25.2	福山市大門特別工業地区建築条例	S58.12.20 決定
	福山市	特別工業地区	新市町	346.0	福山市新市町特別工業地区建築条例	S59.7.2 決定 H8.3.25 変更 H16.1.31 変更
	福山市	環境保全地区	緑町	14.0		H20.12.17 決定
	府中市	大規模集客施設制限地区	府中市	385.0	府中市特別用途地区における建築物等の制限等に関する条例	H19.12.18 決定
合計				1,140.2		

(7) 特定街区

特定街区は、将来の都市資産として良好と認められる街区レベルの建築計画について、一般的な形態制限を適用除外し、その街区にふさわしいオリジナルルールを個々のプロジェクトごとに都市計画として定めることにより、健全な形態の建築物や有効な空地を確保し、都市機能に適応した適正な街区を形成することを通じて、市街地の整備改善を図ろうとする制度である。

特定街区一覧表

(H23 . 3 . 31 現在)

都市計画 区域名	都市名	名称	位置	面積 (ha)	建築物の 容積率	高さの最高限度	摘要
広島圏	広島市	基町	中区基町	9.4	25/10以下	高層 65m 中層 16m 低層 8m	S44.4.23 決定 S56.1.20 変更
		長寿園	中区 西白島町	1.5	26/10以下	高層 50m 45m 低層 10m 4.5m	S44.11.25 決定 S49.4.22 変更
		基町 6番	中区 基町6番	2.7	64.3/10以下	高層 160m 71m 62m 中層 55m 45m 33m 低層 25m 15m 7m 5m 3m	H2.3.8 決定 H6.2.23 変更
合計				13.6			

(8) 防火地域及び準防火地域

防火地域、準防火地域は、建築物の密集した火災危険率の高い市街地の区域において建築物の構造や材質を規制することにより、市街地における火災の危険を防除するために定める地域である。

これは、街路・河川・鉄道・広場などの空地系の都市施設や用途地域などの他の地域地区と一体的な計画を図り、都市や地区の経済力に見合った防火性能の高い建築物の建築を促進することにより、火災の延焼拡大を抑制し、経済的・効果的な不燃都市の建設を図ろうとするものである。

防火地域及び準防火地域一覧表

(H23 . 3 . 31 現在)

都市計画 区域名	都市名	最終変更 年月日	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	摘要
広島圏	広島市	H21.3.30	520.8	2,666.8	S23.12.29 決定
	呉市	H20.12.15	106.6	523.0	S24.7.12 決定
	計		626.9	3,174.5	
備後圏	福山市	S40.2.18	30.8	302.4	S25.6.1 決定
	尾道市	H3.9.30	-	91.7	S35.11.4 決定
	計		30.8	394.1	
竹原	竹原市	S63.4.1	-	17.0	S63.4.1 決定
因島	尾道市 (旧因島市)	H8.12.2	-	12.0	H.8.12.2 決定
合計			657.7	3,597.6	

(9) 風致地区

風致地区は、都市計画区域内で自然の景観を維持し、又は名勝、史跡の環境を保護して、都市環境の保全を図る必要がある区域について定められるものである。

この目標を達成するため、「風致地区内における建築等の規制に関する条例」で、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採等について必要な規制を行うこととされている。

風致地区一覧表

(H23.3.31現在)

都市名	名称	面積	最終決定年月日	摘要
福山市	福山城跡	31.70 ha	S57.11.25	福山城跡を中心とする区域及び八幡神社のある松廻尾山の区域
	蔵王山	87.00	S49.9.27	福山市の東部にあって、市街地を望む丘陵の区域
	草戸山	63.20	S49.9.27	福山市西部を流れる芦田川に接し、市街地を望む草戸山の区域
	鞆熊野	603.40	S49.9.27	瀬戸内海国立公園を望む福山市鞆町の後方山地部一帯の区域
竹原市	寺山	9.46	S15.9.4	竹原市の中央北端に位置し、照蓮寺、西方寺等の古刹のある丘陵地帯の区域
	鎮海山	21.23	S15.9.4	竹原市の東部に位置し、村上掃部頭元吉の居城跡、礎宮八幡神社等のある鎮海山の区域
	的場	20.16	S15.9.4	竹原市の東南方に位置し、瀬戸内海に臨む区域
	南島	32.89	S15.9.4	竹原市南端賀茂川河口に位置し、瀬戸内海に臨む丘陵南島の区域
庄原市	上野池	72.71	S16.1.30	庄原市の景勝地上野池をめぐる丘陵地帯の区域
廿日市市 (旧宮島町)	厳島	3,039.00	S13.6.7	厳島神社のある景勝地廿日市市宮島町の全区域
計	10件	3,980.75		

(10) 駐車場整備地区

自動車の急激な増加により都市部では道路交通が混雑を極める中で、道路上には違法路上駐車が無秩序になされており、このことが道路交通を著しく妨げている。駐車場整備地区は、こうした課題に対処するために駐車対策を総合的かつ計画的に推進する地区である。

駐車場整備地区一覧表

(H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	面積	決定年月日	最終変更年月日
広島圏	広島市	1,013.3ha	S42.12.18	H5.1.11
	呉市	115.0ha	S46.10.28	S61.7.31
備後圏	福山市	191.8ha	S50.3.26	
合計		1,320.1ha		

(11) 臨港地区

臨港地区は、港湾区域を地先水面とする地域において、港湾を管理運営するために定める地区であり、港湾機能を十分に確保し、その利用の増進を図る観点から、港湾施設を整備し、適正に維持管理するために必要な一体的な区域及び港湾の開発、利用並びに保全に著しく支障を与える行為を規制する必要がある区域を指定する。

臨港地区一覽表

(H23 . 3 . 31 現在)

都市計画区域名	臨港地区名	指定面積 (ha)	区 分 内 訳 (ha)										計	摘 要	
			商 港 区	特 殊 資 港 区	工 業 区	鉄 道 絡 区	漁 港 区	バ ン ー 港 区	保 安 港 区	修 景 生 港 区	マ リ ナ 港 区	無 分 区			
広島圏	広島港 (広島市 廿日市市 海田町 坂町)	747.60	190.60	16.70	339.80		1.70			6.60	75.50	6.80	109.9	747.60	S40.7.6 決 定 H11.1.14 変 更 H16.5.31 変 更 H17.6.9 変 更 H18.2.2 変 更 H18.2.16 変 更 H21.1.15 変 更 H22.3.25 変 更
	呉 港	385.04	51.74		273.27		0.63				5.20		54.19	385.04	S34.10.27 決 定 H13.11.5 変 更 H19.3.26 変 更 H23.2.24 変 更
	大竹港	29.60	8.60						2.40	18.60				29.60	S40.3.3 決 定 H19.4.9 変 更
	計	1162.24	236.34	16.70	622.97		2.33		9.10	80.70	6.80			1162.24	
備後圏	福山港	69.70	43.80				1.50				3.30			69.70	S39.12.28 決 定 H17.3.17 変 更
	尾道 糸崎港	195.30	30.20		153.50		2.00		0.80	0.50		8.3	195.30	S40.12.28 決 定 S40.7.6 決 定 H18.3.23 変 更 H20.12.11 変 更	
	千年港	0.9										0.9	0.9	0.9	H22.3.19 変 更
	阿伏兎港	0.8										0.8	0.8	0.8	H22.3.19 変 更
計	265.90	74.00		153.50		3.50		0.80	3.80				265.90		
川尻	川尻港	0.62	0.37				0.25							0.62	H19.3.5 決 定
音戸	釣子田港	0.27	0.17				0.10							0.27	H19.3.29 決 定
瀬戸田	瀬戸田港	2.40	2.40											2.40	H19.3.26 決 定
	生口港	1.10	1.10											1.10	
因島	土生港	39.20	0.90		37.60		0.40				0.10	0.20	39.20	S39.7.23 決 定 H19.3.26 変 更	
	中浜港	0.20	0.20										0.20		
	重井港	0.60	0.60										0.60		
	生口港	0.50	0.40									0.10	0.50		
竹原	竹原港	80.1	6.70		73.40								80.10	S39.12.28 決 定 H元.3.2 変 更 H19.3.26 変 更	
	忠海港	1.00	1.00										1.00	S39.12.28 決 定 H元.3.2 変 更	
江田島	小用港	7.60	4.50		3.00							0.10	7.60	S40.7.6 決 定 H13.11.15 変 更 H19.3.26 変 更	
	津久茂港	0.2	0.2										0.2	H22.3.15 決 定	
安芸津	安芸津港	3.40	3.40										3.40	S39.7.23 決 定 H19.3.26 変 更	
宮島	厳島港	2.70	2.00				0.70						2.70	S39.7.23 決 定 H18.3.15 変 更	
合 計		1568.83	348.88	16.70	880.57		7.28		9.80	103.2	6.80	195.59	1568.83		

(12) 流通業務地区

流通業務地区は、都市区域に過度に集中立地している流通業務施設について、それぞれの機能に応じて、既成市街地の外周及び臨海の地域で、かつ交通等立地条件の良好な位置に分散を図るとともに、既成の業務機能を誘導して計画的に再編成を行い、あわせて大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために決定するものである。

また、この地区においては流通業務団地を定めることができ、この団地内においては都市計画事業として流通業務団地造成事業を行うことができる。

流通業務地区一覽表

(H23 . 3 . 31 現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積	摘 要
広島圏	広島市	広島市西部流通業務地区	188.0 ha	S51.9.17 決 定 H3.4.8 最終変更
	広島市, 海田町, 坂町	広島市東部流通業務地区	73.0 ha	S60.3.28 決 定
合 計			261.0 ha	

(13) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群が周囲の環境と一体を成して形成している歴史的風致を維持するため、伝統的建造物群を主として、外観上認められるその位置、形態、意匠等の特性について、その周囲の環境と併せて保存することを目的として決定するものである。

また、この目的を達成するために、地区内における建築物等の現状変更については「伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づく許可制度により歴史的な風致景観を維持するものである。

伝統的建造物群保存地区一覧表 (H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積	摘 要
竹 原	竹原市	竹原地区伝統的建造物群保存地区	約 5.0ha	S57.4.1 決 定
備 後 圏	福山市	鞆町伝統的建造物群保存地区	約 8.6ha	H20.3.31 決 定

竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例 S56.10.1 公布 (施行 S57.4.1)

福山市伝統的建造物群保存地区条例 H12.9.27 公布 (施行 H20.3.31)

(14) 促進区域

促進区域とは、主として土地所有者等に対し、一定期間内に速やかに一定の土地利用を実現することを促し、市街地の計画的な整備、開発が図れるよう定めるものである。

なお、当該促進区域の決定後、一定期間経過したものについては、市町村等公的機関による整備が義務づけられている。

促進区域には、「市街地再開発促進区域」、「土地区画整理促進区域」、「住宅街区整備促進区域」及び「拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域」の4種類がある。

促進区域一覧表 (H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積	摘 要
広島圏	呉市	呉駅南拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	約4.5ha	H10.2.20 決 定

(15) 地区計画

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全することを目的として決定するものである。

地区計画については、当該地区計画の目標、その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針、地区施設（道路、公園等）及び建築物等の整備、並びに土地利用に関する計画を都市計画に定めるものである。

地区計画一覧表 (H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積 (ha)	決定年月日	最終変更年月日
広島圏	大竹市(3地区)	晴海地区地区計画	14.00	H8.3.25	H18.5.16
		晴海工業地区地区計画	5.90	H10.10.28	
		大願寺地区地区計画	23.10	H22.3.15	
		小計	43.00		
	廿日市市(15地区)	宮島口上福面地区地区計画	1.70	H8.3.25	
		前空地区地区計画	14.80	H12.3.1	H16.6.7
		中央地区地区計画	21.20	H16.6.7	
		対蔵山メディアゾーン地区計画	5.00	H17.6.22	H23.2.15
		四季が丘地区地区計画	78.00	S63.3.1	H8.3.25
		宮園地区地区計画	81.40	S63.3.1	H16.5.31

都市計画 区域名	都市名	名 称	面積 (ha)	決定年月日	最終変更 年月日	
広島圏	廿日市市(16地区)	宮内工業団地地区地区計画	32.00	H7.3.15	H8.3.25	
		四季が丘第2地区地区計画	5.40	H7.3.15	H8.3.25	
		第一種低層住居専用地区地区計画	223.10	H8.3.25	H16.5.31	
		陽光台地区地区計画	37.60	H10.8.3	H16.5.31	
		木材港第2期地区地区計画	11.00	H11.1.14		
		木材港北地区地区計画	28.30	H16.5.31		
		下平良二丁目地区地区計画	5.30	H17.6.9		
		廿日市駅北地区地区計画	16.20	H18.11.9		
		ナタリーマリナタウン地区地区計画	7.00	H20.7.30		
	エコライフステージ桜尾地区地区計画	1.00	H22.5.31			
		小計	568.7			
		広島市(53地区)	大毛寺地区地区計画	16.60	S60.3.29	H11.7.7
			広島市都心住居地域地区計画	345.40	S62.3.2	H17.5.20
			仁保南地区地区計画	18.10	S63.3.2	H8.3.25
			段原商業業務地区地区計画	11.19	H元.3.27	H11.7.27
			基町高次都市機能集積地区地区計画	2.74	H2.3.8	H11.7.27
			毘沙門台3期地区地区計画	13.60	H4.4.13	H8.3.25
			安芸矢野ニュータウン地区地区計画	83.80	H4.4.13	H19.9.28
			古川リバーサイド地区地区計画	81.00	H5.2.8	H20.9.29
			可部勝木台地区地区計画	37.00	H7.10.30	H15.10.29
			高陽台地区地区計画	12.30	H7.10.30	H16.5.31
			高陽深川台地区地区計画	15.00	H7.10.30	H15.10.29
			瀬野みどり坂地区地区計画	90.50	H7.10.30	H17.10.18
			西風新都A・CITY戸建地区地区計画	30.40	H7.10.30	H16.5.31
			西風新都A・CITY中央地区地区計画	34.00	H7.10.30	H15.10.29
			西風新都アガミツカサハク地区地区計画	93.60	H7.10.30	H21.7.2
			平和大通り地区地区計画	63.40	H8.3.25	H11.7.27
			リバーフロント地区地区計画	30.20	H8.3.25	H11.7.27
			都心幹線道路沿岸地区地区計画	136.70	H8.3.25	H15.8.21
			都心コア商業地区地区計画	53.10	H8.3.25	H9.10.20
			都心コア住居地区地区計画	133.10	H8.3.25	H16.5.31
			中溝パークフロント地区地区計画	12.80	H8.3.25	H15.10.29
			グリーンヒル大原地区地区計画	7.10	H8.3.25	H15.10.29
			宇品地区地区計画	35.70	H8.3.25	H19.2.22
			可部亀山地区地区計画	10.60	H8.3.25	H16.5.31
			西風新都インター流通パーク地区地区計画	28.20	H8.11.15	H15.10.29
			西風新都伴東学研地区地区計画	5.90	H8.11.15	H15.10.29
			金座街地区地区計画	0.90	H9.10.20	H11.7.27
			西風新都石内学研地区地区計画	103.90	H10.2.19	H15.10.29
			高須台パークタウン地区地区計画	68.50	H10.8.31	H15.10.29
			木材港第2期地区地区計画	3.50	H11.1.14	
			西風新都伴南工業地区地区計画	69.10	H11.3.31	H20.12.5
			西風新都梶毛東地区地区計画	205.40	H11.3.31	H20.12.5
			イトーピア長楽寺地区地区計画	6.90	H11.12.8	H15.10.29
			古江上田方地区地区計画	38.40	H12.2.21	H19.9.28
			西風新都高附住宅地区地区計画	48.30	H12.2.21	H16.5.31
			五日市海老山南地区地区計画	15.20	H12.2.21	H16.5.31
	商工センター地区地区計画		25.80	H13.3.1		
	西風新都伴北工業地区地区計画		61.80	H14.2.18	H23.3.11	
	サンコートはなみずき台地区地区計画	9.90	H14.2.18	H16.5.31		
	へさかレインボーハイ桜坂地区地区計画	7.10	H14.2.18	H16.5.31		
	ライブヒルズ未来地区地区計画	8.60	H14.2.18	H16.5.31		
	落合南二丁目2番地区地区計画	0.90	H15.8.21			
	宇品東六丁目1番地区地区計画	3.10	H15.8.21			
	高須二丁目西地区地区計画	4.40	H16.4.21			
	南原地区地区計画	55.90	H17.4.20			
	藤の木地区地区計画	48.70	H18.11.28			
	春日野地区地区計画	52.50	H19.3.29	H21.3.30		
	川内北地区地区計画	48.30	H20.9.29			
	西風新都梶毛東工業地区地区計画	39.10	H20.12.5			
	広島港五日市地区地区計画	21.10	H21.3.30			
	五日市海老山西地区地区計画	1.40	H21.3.30			
	西風新都石内湯戸・下沖地区地区計画	7.6	H21.6.1			
	広島駅新幹線口周辺地区地区計画(再開発等促進区)	29.4	H22.1.19			
	小計	2427.93				

都市計画 区域名	都市名	名 称	面 積 (ha)	決定年月日	最終変更 年月日	
広島圏	府中町(1地区)	大須二丁目地区地区計画(旧再開発地区計画)	12.60	H13.12.5	H16.12.10	
	海田町(1地区)	海田市駅南口地区地区計画	3.60	H20.12.1		
	熊野町(1地区)	出来庭地区地区計画	2.10	H22.11.30		
	坂町(1地区)	平成ヶ浜地区地区計画	63.90	H14.5.24		
	呉市(8地区)	呉市都心居住地地区計画(廃止)	0.00	S62.3.2	H16.5.31	
		夢が丘地区地区計画	22.40	H7.10.30	H19.8.1	
		三条・海岸・栄町周辺地区地区計画	31.60	H8.3.25	H16.5.31	
		呉駅南地区地区計画	4.50	H8.3.25	H12.6.15	
		呉新世紀の丘住宅団地地区地区計画	30.20	H9.3.25	H18.8.1	
		宮が迫ニュータウン地区地区計画	10.60	H10.9.22	H12.9.21	
		シーサイドヒルズ瀬戸見地区地区計画	11.40	H14.10.1		
		広駅前地区地区計画	129.90	H17.3.31		
		苗代工業団地地区計画	20.20	H19.4.1	H20.2.20	
小計	263.2					
備後圏	三原市(7地区)	三原西部(小原地区)工業団地地区計画	145.90	H3.9.30	H13.10.11	
		明神・田野浦土地区画整理区域地区計画	18.50	H8.3.25	H13.10.11	
		みはら青葉台地区地区計画	8.10	H13.10.11		
		あやめヶ丘地区地区計画	10.30	H13.10.11		
		新倉町・木之浜地区地区計画	11.30	H13.10.11	H17.12.21	
		下三田地区地区計画	6.50	H19.3.27		
		松江地区地区計画	4.00	H19.3.27		
	小計	204.60				
	尾道市(7地区)	新尾道駅前地区地区計画	2.70	S63.8.8	H11.7.1	
		有江台地区地区計画	13.40	H3.9.30	H8.3.25	
		東新涯地区地区計画	65.30	H3.9.30	H11.7.1	
		ひよりが丘地区地区計画	7.10	H6.8.10	H8.3.25	
		竜王台地区地区計画	14.90	H7.8.28	H8.9.9	
		平原地区地区計画	63.60	H10.10.28	H11.7.1	
		尾道流通団地地区地区計画	49.40	H11.2.26	H19.6.21	
	小計	216.40				
	福山市(20地区)	高西町南地区地区計画	11.20	H3.9.30	H8.3.25	
		南陽台団地地区計画	5.70	H3.9.30	H8.3.25	
		水呑町佐須良地区地区計画	2.80	H3.9.30		
		平成台地区地区計画	15.80	H6.3.24		
		イーストコート明王台地区計画	8.30	H7.3.23	H13.10.11	
		引野第一地区地区計画	14.00	H7.9.1	H8.9.9	
		都心入船地区地区計画	0.54	H8.3.25	H11.7.30	
		坪生南地区地区計画	11.50	H9.12.22		
		グリーンヒル芦田地区地区計画	1.00	H9.12.22		
		サンヒルズ津野郷地区地区計画	4.00	H10.10.30		
		御幸拠点地区地区計画	20.00	H11.7.30	H13.10.11	
		水呑三新田地区地区計画	70.30	H14.2.18		
		新市工業団地地区計画	21.10	H8.9.9	H21.8.21	
		佐賀田団地地区計画	17.00	H8.9.9		
		伊勢丘地区地区計画	4.30	H17.2.22		
		西中条地区地区計画	10.10	H2.3.8	H8.3.25	
		旭丘地区工業団地地区計画	36.40	H4.9.10	H8.3.25	
		川北地区地区計画	3.70	H17.5.10		
		道上地区地区計画	25.00	H17.12.20		
	西深津地区地区計画	2.80	H20.8.11			
	小計	285.54				
	府中市(1地区)	桜が丘地区地区計画	36.60	H13.3.1	H16.11.18	
	東広島	東広島市(21地区)	田口地区研究団地地区計画	24.10	H元.8.1	H5.6.25
			吉川地区工業団地地区計画	45.70	H元.8.1	H5.6.25
			下見学生街地区地区計画	50.20	H元.8.1	H21.12.3
			土与丸地区地区計画	3.50	H9.9.18	H11.8.11
			西高屋駅前地区地区計画	2.80	H9.9.18	H11.8.11
			東広島研究・住宅団地地区計画	40.80	H10.3.10	
			志和流通団地地区地区計画	30.60	H9.9.18	H11.8.11
			志和東流通団地地区地区計画	25.50	H9.9.18	H11.8.11
			藤田沖地区地区計画	4.10	H9.9.18	
東広島駅前地区地区計画			42.70	H10.8.3	H11.8.11	
西条駅前地区地区計画			7.60	H11.10.12		
志和堀半川地区地区計画			0.50	H17.11.16		

都市計画 区域名	都市名	名 称	面 積 (ha)	決定年月日	最終変更 年月日
東広島	東広島市(21地区)	御園宇勝谷地区地区計画	2.10	H18.6.12	
		下見大池地区地区計画	1.40	H18.6.12	
		原地区工業団地地区地区計画	8.90	H18.10.26	
		広島中央サイエンスパーク地区地区計画	28.30	H18.10.26	
		杵原地区地区計画	7.80	H18.11.20	
		寺家地区地区計画	46.50	H20.9.25	
		宮領地区地区計画	4.8	H21.6.18	
		杵原第2地区地区計画	1.9	H21.6.18	
		小計	328.7		
黒瀬	東広島市(6地区) (旧黒瀬町)	兼広北地区地区計画	3.90	H12.9.21	
		丸山工業地区地区計画	8.40	H12.9.21	
		榎原燈明平地区地区計画	1.00	H12.9.21	
		榎原仏ヶ峰地区地区計画	1.40	H12.9.21	
		桜が丘一丁目地区地区計画	5.70	H12.9.21	H14.3.4
		黒瀬工業団地地区計画	23.10	H16.11.25	
		小計	43.50		
河内	東広島市(1地区) (旧河内町)	広島空港流通工業団地地区地区計画	26.10	H10.2.19	
因島	尾道市(1地区) (旧因島市)	因島南部地区地区計画	93.10	H8.12.2	
千代田	北広島町(1地区)	千代田工業流通団地地区地区計画	137.10	H9.10.15	H14.9.19
合計	148地区		4727.27		

(16) 交通施設計画

都市計画道路

都市内の道路は、交通機能、市街地形成機能及び空間機能等を有し、都市構造に大きな影響を与え、都市の骨格となる施設である。都市計画法上の道路種別は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路に分類されている。

現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H22.3.31現在)(単位:km)

都市計画 区域名	都 市 名	自 動 車 専用道路	幹 線 街 路				区画街路	特殊街路
			22m以上	22m未満 8m以上	8m未満	計		
広 島 圏	大 竹 市	4.76	4.37	25.69	-	30.06	-	1.14
	廿 日 市 市	4.04	13.00	45.86	-	58.86	1.34	-
	広 島 市	48.67	217.57	113.83	5.83	337.23	6.18	21.10
	府 中 町	1.23	4.45	14.33	-	18.78	1.30	0.12
	海 田 町	5.27	4.35	16.05	-	20.40	2.20	-
	熊 野 町	-	3.09	4.85	-	7.94	-	-
	坂 町	9.42	0.57	9.44	-	10.01	-	-
	呉 市	17.52	44.20	66.11	0.88	111.19	6.54	1.90
計	90.91	291.60	296.16	6.71	594.47	17.56	24.26	
備 後 圏	三 原 市	3.37	-	52.68	1.05	53.73	1.59	-
	尾 道 市	15.67	5.33	48.72	-	54.05	2.49	3.69
	福 山 市	26.17	50.53	194.97	-	245.50	4.00	3.80
	府 中 市	-	7.29	25.34	-	32.63	-	-
	計	45.21	63.15	321.71	1.05	385.91	8.08	7.49
東 広 島	東 広 島 市	17.31	65.3	40.04	-	105.34	1.64	0.64
黒 瀬	東 広 島 市	9.78	-	13.29	-	13.29	-	-
竹 原	竹 原 市	-	8.6	11.93	-	20.53	1.15	1.88
三 次 圏	三 次 市	24.31	0	19.46	-	19.46	1.57	-
庄 原	庄 原 市	-	4.09	14.21	-	18.30	-	-
因 島	尾 道 市	-	-	11.15	-	11.15	-	-
宮 島	廿 日 市 市	-	-	-	0.47	0.47	-	-

東 城	庄 原 市	-	-	9.18	-	9.18	-	-
安 芸 津	東 広 島 市	-	-	8.28	-	8.28	-	-
安 浦	呉 市	-	-	8.50	-	8.50	-	-
瀬 戸 田	尾 道 市	-	-	1.77	1.90	3.67	-	-
大 柿	江 田 島 市	-	-	8.73	-	8.73	-	-
上 下	府 中 市	-	-	3.87	-	3.87	-	-
江 田 島	江 田 島 市	-	-	4.13	-	4.13	-	-
西 城	庄 原 市	-	-	2.38	-	2.38	-	-
千 代 田	北 広 島 町	-	3.14	12.44	-	15.58	-	-
本 郷	三 原 市	-	-	5.31	-	5.31	-	-
世 羅 甲 山	世 羅 町	13.56	-	3.81	-	3.81	-	-
御 調	尾 道 市	8.77	-	-	-	-	-	-
計	-	209.85	435.88	796.35	10.13	1241.36	30.00	34.27

駅前広場

駅前広場は、道路と鉄道等との結節点において、安全かつ円滑な交通処理を行うため、都市の玄関として、都市計画決定するものである。現在、鉄道駅42箇所、旅客船2箇所、計44箇所ですべて都市計画決定している。(H22.3.31現在)

駐車場

駐車場は、道路交通の円滑化を図り、公衆の利便及び都市機能を維持・増進させるため都市計画決定するものである。現在、自動車駐車場を5市町22箇所、自転車駐車場を4市12箇所ですべて都市計画決定している。(H22.3.31現在)

都市高速鉄道

広島市、福山市、三原市及び広島市東部地区(広島市・府中町・海田町)において、都市計画決定されている。そのうち福山市及び三原市については既に事業完了している。

その他の交通施設

広島市において、バスターミナルを4箇所(広島バスセンター、中筋バスターミナル、大町バスターミナル、動物園口バスターミナル)都市計画決定している。

4 都市環境の整備

(1) 屋外広告物

「屋外広告物法」(昭和24年法律第189号)、「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して、良好な景観の形成や風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害の防止に努めている。

昭和54年度から屋外広告物に関する事務を市町(村)長に委任し、市町長が無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また、屋外広告業者に対しては、講習会の開催及び屋外広告業の登録により、屋外広告物に関する法令等の知識の普及を図るとともに、業界の実態を把握してその指導育成に努めている。

屋外広告物に対する平成22年度の許可件数は、3,637件である。

なお、政令指定都市である広島市、中核市である福山市及び景観行政団体のうち尾道市(平成19年度から)においては、それぞれの市の条例に基づき屋外広告物の規制を行っている。

(2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれているなかで、都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づき都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。現在までの緑地協定締結状況(広島市を除く。)は、次のとおりである。

緑地協定一覧表

(H23.3.31現在)

都市計画区域名	都市名	名 称	面 積 (h a)	認可年月日	有効期間
広 島 圏	大竹市	玖波七丁目団地	0.90	H5.8.4	20年間
	廿日市市	阿品台第3団地	0.15	H3.12.24	20年間
備 後 圏	福山市	ゆめみが丘	9.90	H15.9.26	20年間
		サントウン伊勢丘A街区	1.21	H15.9.30	20年間
		サントウン伊勢丘B街区	1.70	H15.12.18	20年間
		サントウン伊勢丘第2期A街区	1.78	H16.9.14	20年間
		サントウン伊勢丘第2期B街区	1.53	H16.12.17	20年間
		サントウン伊勢丘第3期	0.80	H17.8.11	20年間
		サントウン伊勢丘第4期A街区	0.52	H19.11.18	20年間
		サントウン伊勢丘第4期B街区	1.20	H20.3.17	20年間
		サントウン駅家A街区	3.11	H20.7.11	20年間
		サントウン駅家B街区	1.79	H20.9.10	20年間
		サントウン伊勢丘第5期	0.99	H20.12.11	20年間
		サントウン伊勢丘第6期A街区	0.77	H21.7.21	20年間
		サントウン伊勢丘第6期B街区	1.13	H22.1.7	20年間